

第4章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針について

景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

市街地エリアや田園集落景観エリアにおいて、公共の場所から容易に見ることができ、景観上特に優れた外観を持っているものについて指定します。

◆景観重要建造物（基本的には神社仏閣は指定の対象から除きます）

- ①市民に広く愛され、親しまれ、またランドマーク（景観を特徴づける目印）やアイストップ（人の注意を引きつけるもの）となっているなど、地域における景観形成上のシンボルとなっている建造物
- ②まち並みの雰囲気づくりに寄与するデザイン性や景観性を有し、地域固有の景観形成を促進する建造物
- ③創建当時の典型様式や伝統的技法が外観に見られ、地域の歴史文化を伝承し、文化財的価値を有する建造物

◆景観重要樹木（林地にある樹木は候補対象から除きます）

- ①市民に広く愛され、親しまれ、地域におけるシンボルやランドマークとなっている樹木
- ②古木や巨樹であったり、心象に残る樹容を成すなど、地域景観の固有性を高める樹木



はたや記念館 ゆめおーれ勝山

景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物（建築物・工作物）・樹木などの景観資源は、エコミュージアムによるまちづくりを推進していくための大切な展示物です。このため、景観計画では、良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物および樹木を、景観重要建造物および景観重要樹木に指定するための方針を記述します。

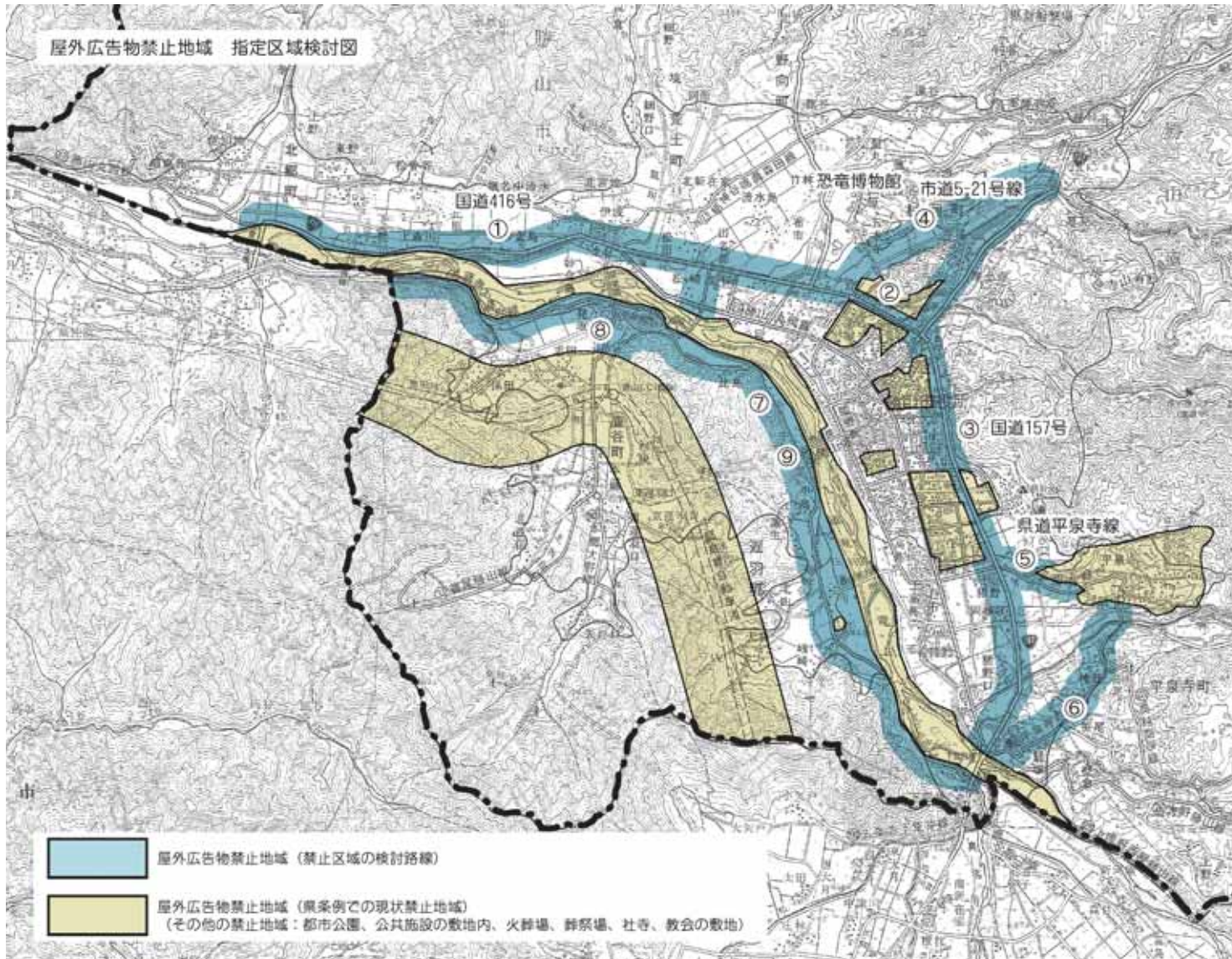


花月楼のしだれ桜



福井県立恐竜博物館が見える風景（滝波川）

第5章 屋外広告物の表示および掲出する物件の設置に関する事項について



屋外広告物の表示および掲出する物件の設置に関する基本的事項

ふるさと勝山の原風景を未来に残していくため、屋外広告物の行為の制限に関する基本的事項を定め、福井県屋外広告物条例に定められている禁止区域以外にも主要な幹線沿いの区域を新たに禁止区域として設定します。

ただし、禁止区域であっても、自家用広告物や幹線沿いにおける基準に適合した案内広告は、禁止対象から除外されます。

案内広告物

- この先→ ○○商店
- 300m先右折 ○○商店→

自家用広告物

- 商店
- 商店
- 商店の敷地

一般広告物

- 商店
- 商店
- 禁止区域では不可

案内広告物、自家用広告物は、禁止区域でも自家用広告物、案内広告は設置可能。

